

農業

くろいし



第13号

(令和7年4月1日号)

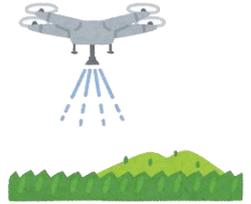
編集・発行：黒石市農林課・農業委員会

黒石市大字市ノ町5番地2 産業会館3階

電話：0172-52-2111

～持続可能な農業の実現を目指して～

農家の皆さんの働く環境の改善を支援します



すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金のご案内

黒石市は、農家の皆さんの「働く環境の改善」と「省力機械等の導入」を推進するため、

- 園芸施設の整備
- スマート農業機械等の導入
- 省力化機械および農作物用の加工機械の導入
- 防風ネットの張替
- 園地内の作業環境整備
- 水路泥上げ等の事業委託
- 小規模水路・側溝の製品化



の経費を補助します。補助金の詳細については次ページをご覧ください。また、補助金へのご質問等があれば、農地林務係までお問い合わせください。

募集期間 令和7年4月10日(木)～

お問い合わせ 黒石市 農林課 農地林務係 0172-52-2111(内線656・657)

すべての人が働きやすいグランファーム応援事業補助金について

1. 事業の概要

農家の皆さんの労働と経営の基盤である農地・農業用施設における「働く環境の改善」と「省力機械等の導入」に要する事業経費を補助します。

2. 事業の募集期間

令和7年4月10日(木)～



3. 対象となる事業と補助率・補助上限額

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| ① 園芸施設の整備 | : 事業経費の1/3 (上限 60万円) ※2 |
| ② スマート農業機械等の導入 | : 事業経費の1/3 (上限100万円) ※3 |
| ③ 省力化機械及び農作物用の加工機械の導入 | : 事業経費の1/3 (上限 50万円) ※3 |
| ④ 防風ネットの張替 | : 事業経費の1/3 (上限 20万円) ※3 |
| ⑤ 園地内の作業環境整備 | : 事業経費の1/3 (上限 20万円) ※3 |
| ⑥ 水路泥上げ等の事業委託 | : 事業経費の1/3 (上限 10万円) ※3 |
| ⑦ 小規模水路・側溝の製品化 | : 事業経費の1/3 (上限 10万円) ※3 |

注1) 各事業には電気供給設備の整備費用など、補助対象とならないものがあります。

注2) 「園芸施設の整備」は、市が指定する振興作物の栽培または有機栽培・特別栽培に取り組む場合、補助率を「3分の2」、補助上限を「120万円」とします。

注3) 「園芸施設の整備」以外の事業は、有機栽培・特別栽培に取り組む場合、補助率を「2分の1」とします。

4. 事業の対象者

次に掲げる要件を全て満たす個人または法人であること

- (1) 市内に住所を有し、農業収入を得ている農業経営体等であること
- (2) 地域計画の登載者であること
- (3) 収入保険等各種保険事業の加入者であること
- (4) 次に掲げる市税等の滞納がない者であること



ア 個人である場合には、補助対象者に課税されている市県民税、固定資産税および国民健康保険税

イ 法人である場合には、補助対象者に課税されている法人市民税、固定資産税および軽自動車税

注) 対象事業のうち、⑤、⑥、⑦については中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動組織および多面的機能支払制度に係る活動組織でないこと。

5. 申請の方法

黒石市農林課の窓口または下記のホームページで配布されている申請様式に添付書類を添えて、黒石市農林課農地林務係まで提出してください。

注意事項

補助金の総額には上限があります。上限を超える申請があった場合、補助金の申請をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

すべての人が働きやすいグランファーム補助金

検索

ホームページ: <http://www.city.kuroishi.aomori.jp/sangyou/nougyou/g-farm-hojokin.html>

お問い合わせ: 黒石市 農林課 農地林務係 ☎0172-52-2111 平日8:15~17:00

E-mail: kuro-nourin@city.kuroishi.aomori.jp



ホームページは
コチラ!

果樹経営支援対策事業

果樹未収益期間支援事業



黒石市果樹産地協議会では、令和7年度「果樹経営支援対策事業」および「果樹未収益期間支援事業」を下記のとおり実施します。申し込み方法などの詳細は、りんご農産係までお問い合わせください。

【果樹経営支援対策事業】

事業内容(メニュー)		補助率・助成額
改植	りんご高密度植低樹高栽培	定額53万円/10a
	りんご超高密度植栽培	補助率2分の1以内
	りんご(わい化)	定額33万円/10a
	りんご(普通樹)	定額17万円/10a
	主要落葉果樹(※)	
新植	りんご高密度植低樹高栽培	定額52万円/10a
	りんご超高密度植栽培	補助率2分の1以内
	りんご(わい化)	定額32万円/10a
	りんご(普通樹)	定額15万円/10a
	主要落葉果樹(※)	

事業内容(メニュー)		補助率
廃園	りんご・主要落葉果樹(※)	定額8万円/10a
	その他の果樹	補助率2分の1以内
小規模園地整備	傾斜の緩和	補助率2分の1以内
	土壌土層改良	
	排水路の整備	
用水・かん水施設設備		補助率2分の1以内

※「主要落葉果樹」=「ぶどう・もも・おうとう」
 ◎「小規模園地整備」「用水・かん水施設設置」については「改植」「新植」事業を実施し、かつ、同園地で実施する場合に限り申請可

【果樹未収益期間支援事業】

- ◆対象 象：果樹経営支援対策事業によって改植もしくは新植した園地(2a以上)
- ◆事業内容：優良な品目や品種への改植を実施した場合に発生する未収益期間を支援
- ◆助成額：定額22万円/10a(5.5万円/10a×4年間分)を実施年度に一括交付

◎いずれの事業も申込期間は令和7年4月1日(火)～6月30日(月)です。

◎令和6年12月～に雪害被害を受けた園地の改植を実施して申請する場合、園地ごとに2枚程度、被害箇所がわかる写真の提出が求められますので、カメラやスマートフォンでの撮影をお願いします。

お問い合わせ 黒石市 農林課 りんご農産係 0172-52-2111 (内線653)

新規就農者向け 経営開始資金

新たに農業経営を開始する方に経営開始資金を助成します

市は、次世代を担う農業者となることを志向する新規就農者に対し、経営の不安定な初期段階を支援するための資金を助成します。

対象者の要件

経営開始資金を受けるためには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 独立・自営就農した時の年齢が49歳以下であり、農業者として強い意欲を有していること
- ② 青年等就農計画の認定を受けている認定新規就農者であること
- ③ 原則、前年の世帯所得が600万円未満であること
- ④ 生活保護などの生活費を支給する他の国庫事業との重複受給でないこと
- ⑤ 市税等の滞納がないこと
- ⑥ 親元就農の場合は新規参入者と同等のリスク(新技術の導入や六次産業化など)を負うこと

補助期間・補助額

- ① 補助期間：最長3年(農業経営開始日から3年間)
- ② 補助額：12.5万円/月(150万円/年)

交付期間中の要件

交付期間中は、農作業時間が年に150日以上かつ1,200時間以上であることなど、一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、六次産業化推進係までお問い合わせください。

お問い合わせ 黒石市 農林課 六次産業化推進係 0172-52-2111 (内線655)

「ワーキングホリデー黒石」の 受入農家を募集します！



市は、交流人口の創出と黒石市への移住・定住を推進する「ワーキングホリデー黒石」の受入農家を募集します。

ワーキングホリデー黒石は、首都圏の企業や学生らを対象として、市に滞在しながら、農作業や伝統文化の体験を通じて農業の人手不足の解消、将来の担い手の確保につなげる事業です。事業の受入農家として、黒石市の農業や伝統文化に興味がある方と交流してみませんか。

業務内容と助成金

- 業務内容：体験者への農作業の指導、体験者への宿泊受入（農家宿泊型のみ）、体験者の宿泊地から園地までの送迎、体験者と地域住民との交流イベント紹介、体験者への賃金支払い（ワーホリ型、トラベラーズ型のみ）など
- 助成金：事業参加者1人の体験指導1日につき2千円、農家宿泊1泊につき3千円を助成

お問い合わせ 黒石市 農林課 六次産業化推進係 0172-52-2111（内線655）



熊の出没にご注意ください

ツキノワグマは春に冬眠から目覚め、草や木の芽などのえさを求めて活発に動き回ります。また、今冬は東北地方の各地で冬眠しなかった個体が確認されており、市内でも例年より出没が早まる可能性があります。

山地に近い農園地の作業などで入山する際は、複数で行動する、ラジオやクマ避け鈴を携行して周囲に音を出しながら作業するなど、クマに遭遇しないために十分な対策をとってください。

また、クマを目撃したり、足跡やふんなどの痕跡を発見した場合は、農地林務係にご連絡くださるよう、お願いします。



『黒石市鳥獣被害対策事業補助金』をご活用ください

市は、有害な鳥獣による農作物等の被害を防止するため、農地・園地への侵入を防止する器材等の購入を補助する「黒石市鳥獣被害対策事業補助金」を運用しています。

補助の要件や申請方法などの詳細については、農林課農地林務係までお問い合わせください。



黒石市鳥獣被害対策事業補助金 対象事業

電気柵資材助成事業	<p>農業者が実施する電気柵の設置、補修、改修に必要とする資材の購入経費を助成。施工費や既存柵の処分に要する費用を除いた50,000円以上の経費が対象。</p> <p>助成額は経費の1/2または149,000円の少ない方の額</p>
追払用具助成事業	<p>農業者が実施する爆音機、忌避剤、熊よけスプレー等の追払用具の購入経費を助成。10,000円以上の経費を対象</p> <p>助成額は経費の1/2または99,000円の少ない方の額</p>

お問い合わせ 黒石市 農林課 農地林務係 0172-52-2111（内線656・657）

◇ 地域の共同活動や営農活動に交付金をご活用ください ◇

多面的機能支払交付金

農地・農道・水路の管理や整備など、地域の共同活動を支援します！

農地は、自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成などの多面的な機能を有する地域の財産です。

「多面的機能支払交付金」はそんな地域の財産を支える農地・農道・水路の管理・整備などの共同活動を支援する交付金です。

この交付金は、

- 農地法面の草刈り ●水路の泥上げ
- 農道の砂利補充 ●ため池の補修
- 農業施設周辺の花壇整備や植栽活動

などの共同活動を対象とし、市内では17団体が活用しています。

交付の要件などの詳細を知りたい方は、下記の連絡先までお問い合わせください。

中山間地域等
直接支払交付金

山間地の農業生産活動を支援します！

山間地の農地は河川の上流部に位置するため、水源の保全と洪水の防止、土壌の侵食や崩壊の防止などの重要な役割を担っています。

「中山間地域等直接支払交付金」はそんな農地を維持・管理していく共同活動や生産活動を行う団体を対象に、面積に応じた一定の金額を支援する交付金です。

この交付金は、

- 農地法面の草刈り ●農道の補修
- 地域独自の農産物の作付・ブランド化活動

などの諸活動に活用されています。

また、農道の破損や水路の補修などで緊急の対応が必要な時に、交付金を活用して迅速な対応ができるほか、組織の農業者が共同で利用する農業機械などを購入することもできます。

交付の要件などの詳細を知りたい方は、下記の連絡先までお問い合わせください。



特産果樹の報告会・集いを開催しました！

れきこう 黄美香メロン礫耕栽培 実証実験報告会

令和7年1月20日(月) わのまちセンターイベントホール



市がブランド化を推進する黄美香メロンについて、礫耕栽培(軽石にメロンの苗を植え、養分を溶かした水を与えるプランター栽培)の実験成果等を報告しました。

約20名の農業者や黄美香メロンに関心のある市民らが参加し、成果報告に熱心に耳を傾けました。

シャインマスカット生産者の集い

令和7年2月7日(金) わのまちセンターイベントホール

市内でシャインマスカットを栽培している農業者らを対象に、栽培技術の向上および交流を深める目的で開催された集いに、20名以上のシャインマスカット生産者が参加し、活発な意見交換と栽培情報の共有が行われました。

生産者同士の顔合わせができたなど、参加者から好評をいただきました。



桃生産者の集い

令和7年3月3日(月) 食事処赤提灯

高温によるりんごの日焼け果などが散見される現況を踏まえ、りんご生産者が取り組みやすい高温に強い作物である桃の生産・栽培に係る意見交換が行われました。

桃生産の関係者も出席し、生産者から質問や意見、要望など多くの声が挙がる活発な集いとなりました。





農地あっせん情報



市農業委員会では、農地の耕作ができなくなったなどの理由により、農地を貸したい・売りたいとの意向があるときは、農地あっせんの申し出を受けて、農地の有効利用ができるよう利用調整を行っております。

農地を借りたい・買いたい方は、農業委員会事務局まで、お問い合わせください。

【お問い合わせ先】

黒石市大字市ノ町5番地2 産業会館3階 黒石市 農業委員会事務局 ☎:52-2111(内線661・662)

◆売渡・貸付希望 (令和7年3月現在) ※区分表記：売=売渡希望 貸=貸付希望

番号	大字	小字	地目	現況	面積(m ²)	区分	希望価格	番号	大字	小字	地目	現況	面積(m ²)	区分	希望価格
40	牡丹平	鱒頭126	田	田	192	売・貸	相場	41	浅瀬石	松田85-2	田	田	207	売	相場
	上十川	長谷沢二番田70	田	田	2,780	売・貸	相場			村元15	田	田	545	売	相場
41	浅瀬石	山辺229-48	畑	畑	894	売	相場	42	牡丹平	鱒頭177-133	田	田	192	売・貸	相場
		山辺229-183	畑	畑	681	売	相場			追子野木	長谷沢22-1	田	田	3,112のうち612	売・貸

○注意事項

- ① 次の場合は、農地を「売りたい」「貸したい」の申し出はできません。
・ 荒廃化が進むなど、すぐに耕作できる状態ではない場合や、農地に砂利敷き、建物等がある場合
- ② 「農地情報」に掲載することで広くお知らせすることはできますが、すぐに買受・借受を希望する方が見つかるとは限りませんので、ご了承ください。

黒石市ホームページにも農地あっせん情報が掲載されていますので、ご活用ください。また、現在、インターネットでは全国の農地情報を誰でも検索・確認できる「eMAFF農地ナビ」が稼働しています。(<https://map.maff.go.jp/>)

「eMAFF農地ナビ」では地図から農地の所在・地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを確認することができます。農業の経営拡大や新規参入のため、農地を探している方は、ぜひご利用ください。

全国農業新聞を購読しませんか

～農家の経営と暮らしに役立つ情報が満載～

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円(税込)



【お問い合わせ先】

黒石市大字市ノ町5番地2 産業会館3階黒石市 農業委員会事務局 ☎:52-2111(内線661・662)

「黒石緑化まつり」を開催します



市緑化推進協議会は、今年も御幸公園を会場に、5月10日(土)～11日(日)の午前9時～午後4時(11日は午後3時まで)を期間として「黒石緑化まつり」を開催します。

期間中は、黒石緑化業組合による花・盆栽の展示即売会等が行われる予定となっておりますので、ぜひご来場ください。
※開催期間等は変更となる場合があります。

お問い合わせ 黒石市 農林課 農地林務係 0172-52-2111 (内線656・657)

「黒石4Hクラブ員」大募集!

黒石4Hクラブは、農業青年と農業に関心のある20～30歳代の若者で構成される、農業経営の課題解決や視察研修の実施、県内・県外の4Hクラブとの交流等で活動する、農業の知識や技術の修養を目的とするサークルです。
加入希望の方、関心のある方はぜひご連絡ください。



お問い合わせ 青森県中南農林水産事務所 農業普及振興室 黒石分室 ☎ 52-4335 4Hクラブ担当

「セミドライりんご」作ってみませんか



～りんごのセミドライの起業について～

市ではりんごのセミドライ加工について指導と試作サポートを行っています。ぜひ、この機会に柔らかな食感と強い甘みが特徴的な「セミドライりんご」を試作してみませんか。

関心のある方は、六次産業化推進係までご連絡ください。

☎農林課 六次産業化推進係 0172-52-2111(内線655)

令和7年4月から「農地の貸借方法」が変わります!



農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、令和7年4月以降に農地の貸借契約を行う場合の手続は、農地法または農地中間管理事業による手続のいずれかになります。

これまでの権利移動	令和7年4月1日以降
農業経営基盤強化促進法による利用権設定	廃止
農地法第3条	継続
農地中間管理事業	継続

※既に利用権設定されている契約期間満了日まで有効です。

農地法第3条による令和7年3月以前に締結された賃貸借は、契約内容の変更や解約がない限り、契約が自動更新されるため、更新手続の必要はありません。ただし、使用貸借(無償)の場合は自動更新されませんので、ご注意ください。

農地中間管理事業による賃貸借は農地中間管理機構である「あおもり農業支援センター」が貸借事業等を行うもので、農地法第3条とは違って自動更新されないため、契約期間満了前に更新手続が必要となります。詳しくは、公益社団法人あおもり農業支援センターのホームページをご覧ください。

なお、農地法第3条・農地中間事業での契約について、それぞれ必要な書類等が異なりますので、手続きをされる際は、下記の連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせ 農地法第3条:黒石市 農業委員会事務局 0172-52-2111 (内線661・662)
農地中間管理事業:黒石市 農林課 六次産業化推進係 0172-52-2111 (内線655)